

新型コロナ臨時的取扱い 11/1 以降の取扱い… 重症化リスクの高い自宅・宿泊療養患者への電話等による診療【147点】

※令和4年10月26日付「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その79)」問3より作成

11/1

3/31

①のみ
満たす

電話等による診療【147点】

11/1 以降は算定できない

①と②を
満たす

電話等による診療【147点】

電話等による診療【147点】 ※一連の診療における初回の電話等診療のみ

①

10月
末
までの
算定要件

AもしくはBに該当する医療機関が、電話等により「重症化リスクの高い患者」(①～③のいずれかに該当する患者)を診療している

- ・ A.保健所等から自宅・宿泊療養者の健康観察に係る委託を受けている
- ・ B.診療・検査医療機関として都道府県のホームページで医療機関名が公表されている

【重症化リスクの高い患者】

- ①妊娠中の者
- ②65歳以上の者
- ③40歳以上65歳未満で重症化のリスク因子となる疾病等(右記)を複数持つ者

【重症化のリスク因子となる疾病等】

ワクチン未接種もしくは1回のみ接種/肥満(BMI30以上)/喫煙歴/臓器の移植、免疫抑制剤、抗がん剤等の使用その他の事由による免疫機能の低下/慢性呼吸器疾患(COPD等)/心血管疾患/脳血管疾患/糖尿病/脂質異常症/高血圧症/慢性腎臓病/悪性腫瘍

②

11/1 以降の
算定にあたり
追加された
要件

必須

- ・ 診療・検査医療機関として都道府県のホームページで医療機関名が公表されている
- ・ 電話等により新型コロナの診療を行うことができる旨を、自院や自治体のホームページで公表している
- ・ 季節性インフルエンザに対応する体制を有している

aかb
いずれか

- a.2022年11月1日～同年12月31日の間に、新たに電話等による新型コロナの診療を開始した
- b.以前から電話等による新型コロナの診療を行っている医療機関が、下記の要件をいずれも満たしている
 - ・ 土曜、休日もしくは時間外に3時間以上、電話等を用いた診療を行う体制を有している
 - ・ 8枠/週以上、電話等を用いた診療を行う体制を有している